

統合校の位置等に係る検討結果について

1 検討の前提

統合校の位置及び施設整備については、登米市立小中学校等再編構想に基づき、既存施設を活用することを前提に検討した。

2 個別の検討事項及び結果

(1) 南方小学校校舎等の活用

南方小学校の校舎及び敷地を活用する場合、児童数に応じた教室数を確保するには増築が必要となる。

また、統合校では、スクールバス、教職員車両、来校者車両のいずれも増加する見通しだが、その待機・駐車等のための敷地も必要となる。

周囲が住宅地である南方小学校は、敷地の拡張が難しく、校舎の増築及び駐車等に要する敷地を確保するために、校庭の面積を縮小する必要がある、これにより学校活動に支障をきたすことが見込まれる。

(2) 南方中学校校舎等の活用

ア 中学校校舎への併設

現在の中学校校舎内に中学校と小学校を併設する場合も、児童数に応じた教室数を確保するには増築が必要となる。

増築する場合には、普通教室の増設のほかに、校長室、職員室、特別教室等を別に用意する必要がある、さらに中学生用の規格で設置されている一部の設備を小学生用に改修する必要が生じる。この事業規模は、併設するメリットを見出すことが難しくなることが見込まれる。

イ 中学校敷地内への新築

併設とは別に、南方中学校の敷地内に小学校校舎を新築する場合、(1)と同様に校庭を建設用地として充てる必要があり、中学校及び小学校の学校活動に支障をきたすことが見込まれる。

(3) 市役所南方庁舎の活用

市役所南方庁舎を活用する場合、南方庁舎は学校施設として設計されたものではなく、その構造上、学校施設に改修することが難しい。

さらに、現時点では使用できる時期を見通すことができないという課題がある。

3 検討結果

以上のように、統合校の施設整備にあたって、既存の学校施設、市有施設を活用しようとする場合、対象施設の拡張が避けられず、学校活動に支障を

きたすことが想定される。

このため、統合校を運営するための十分な学校施設用地を確保できると、既存市有地を活用できることを考慮し、「南方中央運動広場」敷地を予定地として統合校の新築に取り組むこととする。

4 整備予定地



5 想定スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
「南方地域学校再編実施計画」の策定	基本設計、実施設計		建築工事		統合小学校開校